

## 町会・自治会会館建設等助成事業の実施について

### 1 趣旨

コミュニティ活動の促進及び地域住民の福祉の増進に資することを目的として、目黒区内の町会・自治会が、町会・自治会会館（以下「会館」という。）を新築（または購入）、増改築、小修繕等を行う場合にかかる経費の一部について助成金を交付する。

なお、本事業は平成29年度に策定した「コミュニティ施策の今後の進め方」に基づく地域コミュニティ施策に係る当面の具体的取組案の1つとして実施するものである。

### 2 助成時期

- (1) 小修繕助成 平成31年度から開始
- (2) 新築、増改築助成 平成32年度から開始

### 3 助成額

助成対象経費の1/2以内

- (1) 小修繕助成 50万円～200万円
- (2) 新築、増改築助成 200万円～2,000万円

### 4 主な対象要件

- (1) 区からの依頼に基づき、町会掲示板への掲出等の事業を実施している町会・自治会であること。
- (2) 新築、増改築助成については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定に基づく地縁による団体としての認可を受けていること。
- (3) 会館の延床面積が30㎡（平屋は20㎡）以上であること
- (4) 会館の設置が貸借でないこと。
- (5) 広く地域住民に利用される施設であること

### 5 主な対象外経費

- (1) 用地の取得
- (2) 既存建物の除却
- (3) 外構、駐車場等（バリアフリー化を除く）
- (4) 備品（空調設備を除く）や什器類の購入または修理等
- (5) 障子や襖の張替え、畳交換

## 6 交付決定（手続きの流れ）

意向がある町会・自治会を対象に、あらかじめ要件確認等を行った上で予算編成を行い、予算確定後、予算の範囲内で助成する。（ただし、小修繕助成については、一定の予算を確保する）

	小修繕	新築（または購入）・増改築
①事前相談	平成31年3月末まで (地区サービス事務所地域係で事前相談。制度の詳細を説明)	
②抽選	平成31年4月 (助成意向が多数の場合)	
③事前協議申請	平成31年6月末まで (区民生活部内に会議体を設けて要件確認等を行う)	
④コミュニティ助成事業申請		平成31年9月末 (一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成の対象となる場合は、財源確保を図るため活用する)
④ <sup>④</sup> 交付申請	平成31年10月	平成32年4月
⑤工事時期	平成31年10月 ～32年2月末完了	平成32年5月 ～33年2月末完了
⑥完了報告	平成32年2月末まで	平成33年2月末まで
⑦助成金交付	完了報告に基づく現地確認後に支払い	

## 7 今後の予定

平成31年2月15日 区内全町会・自治会へ助成事業の案内通知を送付  
2月18日 各地区サービス事務所で事前相談を開始

以 上

※日付は、現在の元号による年月日で表示しています。